

## 45—01 P U D T

### 審決の手續

1. 却下決定（→44—01 の 2. (5)）、審判請求の取下げ（→43—01、02）、出願の放棄、取下げ及び変更（→61—05 の 9.）による審判の終了以外は通常、審理の終結通知を発した日から 20 日以内に審決がされ（特 § 156①、④、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）、審判事件は終了する。
2. 審決には、不適法な審判請求の審決による却下（特 § 135、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）及び本案審理を行った審決（特 § 156①、③、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）がある。
3. 審決に記載すべき事項（特 § 157②、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）（→45—03）
4. 審決の併合
  - (1) 当事者の双方又は一方が同一である 2 以上の審判については、その審理の併合又は審理の併合をしたものを分離することができる（特 § 154①、②、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）ことから、併合審理の結果、1 通の審決書で審決をすることが可能である。
  - (2) 審決の併合の場合の記載要領（→45—03 の 2.）
5. 審決があったときは、審決の謄本を、当事者、参加人及び審判に参加を申請してその申請を拒否された者に送達する（特 § 157③、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）。
6. 提出する書面に記載した情報の電磁的方法による提供の求め

審判官は、審決書の作成に用いるときその他必要があると認める場合において、当事者又は参加人が提出した書面又は提出しようとする書面に記載した情報の内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を有しているときは、その当事者又は参加人に対し、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により提供することを求めることができる（特施規 § 50 の 11、実施規 § 23⑫→特施規 § 50 の 11、意施規 § 19⑧→特施規 § 50 の 11、商施規 § 22⑥→特施規 § 50 の 11）。（具体的な提出方法については、特許庁ウェブサイトを参照。）

（改訂 R1.6）